

大一青果野依地方卸売市場業務規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、大一青果株式会社（以下「開設者」という。）が開設する大一青果野依地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項に規定する事項及び施設の使用、監督、処分等について定め、市場の適正かつ健全な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(市場の名称・位置及び面積)

第 2 条 市場の名称、位置及び面積は次のとおりとする。

名 称 大一青果野依地方卸売市場
位 置 愛知県豊橋市野依町字神戸坂 1 番地 1 1
面 積 7, 0 1 8 m²

(取扱品目)

第 3 条 市場の取扱品目は、次に掲げる生鮮食料品等とする。
野菜、果実及びこれらの加工品並びに従たる品目として花き、卵類その他生鮮食品等

(開場の期日)

第 4 条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除き毎日会場するものとする。

- (1) 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の前日
- (3) 1 月 2 日から 1 月 3 日までおよび 12 月 30 日から 12 月 31 日

2 開設者は、特に必要があると認めるときは、休日に開場し、または休日以外の日に開場しないことができる。ただし、開場の期日を変更するときは、関係者に周知するとともに、その旨を市場内に掲示するものとする。

(開場の時間)

第 5 条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の運営上必要があると認たときこれを臨時に変更することがある。

午前 0 時から午後 1 2 時まで

2 取引開始の時刻（午後 1 時 3 0 分（水曜日と日曜日は午後 1 時）は、鐘をもって通知する

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸 売 業 者

(卸売業者)

第 7 条 市場において、第 3 条の規定による取扱品目の卸売業務は、開設者が自ら行うものとする。

(せり人の届出)

第 8 条 卸売業者が市場において行うせり売りによる卸売は、卸売業者が開設者に届出をしたせり人により行わなければならない。

2 せり人は、卸売のせりに従事するときはせり人章を着用しなければならない。

第 2 節 買 受 人

(買受人の届出及び承認)

第 9 条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、卸売業者にその旨を届け出なければならない。

2 第 1 項の届け出をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を卸売業者に提出しなければならない。

- (1) 念書
- (2) 誓約書
- (3) 本人確認書類（法人の場合にあつては、商業登記簿謄本）
- (4) その他卸売業者が必要に応じて求めた書類

3 卸売業者は、第 1 項の届け出をした者が、卸売の相手方として承認した時は、買受人名簿に登録する。（以下「買受人という。」）

4 卸売業者は、必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは同項の承認をしないものとする。

(買受人保証金の預託)

第 1 0 条 買受人は、卸売業者の求めにより保証金を預託しなければならない。ただし、卸売業者が必要でないことを認めるときはこの限りでない。

(保証金の額)

第 1 1 条 買受人の預託すべき保証金の額は 200,000 円以上 1,000,000 円以下の範囲で卸売業者が定める。

2 買受人は、前項の預託金の寄託を行うまでは卸売業者が行う卸売を受けることができない。

(保証金の追加預託)

第 1 2 条 保証金について差押え、仮差押えまたは仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分またはその例による差押えがあつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、買受人は、卸売業者の指定する期間内に処分された金額または不足額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 買受人は、前項に規定による寄託を行うまでは卸売業者が行う卸売を受けることができない。

(保証金の充当)

第 1 3 条 卸売業者は、買受人が販売代金の支払いを怠った時、市場施設使用料その他卸売業者に納付すべき金額の納付を怠った時は、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第 1 4 条 卸売業者は、買受人がその資格を失った日から起算して 30 日以内に返還する。ただし、買受人が卸売業者に納付すべき金額がある場合は差し引いて返還する。

2 前項の規定により返還する保証金には、利息を付さない。

(名称変更等の届出)

第 1 5 条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を卸売業者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号又は住所を変更したとき
- (2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき

2 買受人が死亡又は、解散したときは、当該買受人の相続人又は、清算人は、遅滞なく、その旨を卸売業者に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第 1 6 条 卸売業者は、買受人が第 9 条第 4 項に該当することとなった場合は、その承認は取り消しするものとする。

2 卸売業者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときはその市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があつたとき
- (2) 買受代金の支払いを怠ったとき

- (3) 保管の費用もしくは損失金の支払いを怠ったとき
- (4) 正当な理由がなくて引続き6ヶ月以上休業したとき

(買受人章)

第17条 開設者は買受人の承認をしたときは買受人章を交付するものとする。

- 2 買受人は、前項による買受人章を市場内において、常に着用しなければならない。

第3章 卸売市場の業務の方法

第1節 開設者の業務の方法

(開設者の差別的取扱いの禁止)

第18条 開設者は、市場の業務運営に関し、卸売業者その他卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当な差別的な取扱いをしてはならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第19条 開設者は、市場における取扱品目に属する生鮮食料品等について、その日の主要な品目の卸売予定数量ならびにその日の主要な品目の卸売数量及び価格その他事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(開設者による売買取引の方法および決済の方法の公表)

第20条 開設者は、第22条において規定される売買取引の方法及び第34条に規定されている売買代金の支払期日、支払方法その他決済の方法についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- 2 開設者は市場において取扱う主要な生鮮食料品等について毎日の卸売予定数量並びに卸売業者の卸売の数量及び卸売価格を高値、中値、安値に区分して公表場所（場内掲示板等）により掲示するものとする。

第2節 売買取引及び決済の遵守事項

(売買取引の原則)

第21条 取引参加者は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなくてはならない。

(売買取引の方法)

第22条 市場における卸売は、せり売りもしくは入札の方法または相対取引によるものとする。

(卸売業者の差別的取扱いの禁止)

第23条 卸売業者は、市場における卸売業務に関し、出荷者または買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引条件の公表)

第24条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食品等の販売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 出荷奨励金及び完納奨励金の内容及びその額

(売買取引方法の変更)

第25条 卸売業者は、前条により売買取引方法を定め、又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項を関係者に周知しなければならない。

- (1) 当該品目及び販売方法
- (2) 販売方法を定め、又は変更する理由

(売買取引の単位)

第26条 売買取引の単位は重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることがある。

(せり売の方法)

第27条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷印、等級及び数量（重量）その他必要な事項を呼びあげなければ開始することができない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼びあげたそのときその申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 前項の呼びかけ回数は、時宜により変更することがある。

4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選、その他適宜の方法により、せり落し人を決定する。

5 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちに、その価格、数量及び氏名又は商号を呼びあげなければならない。

(異議の申立)

第28条 せり売に参加した者が、そのせり落しについて異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることができる。

2 開設者は前項の申し立てについて正当な事由があると認めるときは、せり直しを指示することが出来る。

(受託契約約款)

第29条 卸売業者は、市場における卸売のために販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定めインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(卸売物品の引取り)

第30条 買受人は卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は正当な理由がなく買受人が引き取りを怠ったと認められるときは買受人の費用でその物品を保管した催告をしないで他の者に卸売することができる。

3 卸売業者は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、相対取引（いわゆる「定価売」を含む。以下同じ。）に係る価格にその8%に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が、第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第31条 せり売の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差止め又はせり直しを指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。
- (2) 不当な値段を生じた時又は生じるおそれがあると認めたとき。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第32条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において販売し又は販売の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表等)

第33条 卸売業者は、当日卸売を予定する物品についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量および卸売価格、または、せり売もしくは入札または相対取引に係る価格（卸売価格の消費税に相当する額を除いた額）をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。ただし価格の公表にあたっては、せり売もしくは入札または相対取引に係る価格であることを明示しなければならない。

2 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額および奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第21条の規定によりその条件を公表した委託手数料および奨励金等に係るものに限る）をインターネットの利用その

他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、第1項の規定により公表する場合において、その売買取引結果等の内容が第3条の規定により開設者が公表する売買取引結果等の内容と同一の内容である場合には、開設者と共同で第1項の公表を行うことができる。

(支払期日及び支払方法)

第34条 買受人は、卸売業者から買い受けた日の翌日迄に、買受代金（買受けた額にその8%又は10%に相当する額を加えた額とする。）を卸売業者の指定する金融機関口座へ振込もしくは、窓口にて支払わなければならない。

ただし、卸売業者の与信審査により特約を結ぶことができる。

2 第三者販売取引として取引した場合も買受人取引と同条件とする。

(完納奨励金の交付)

第35条 卸売業者は卸売代金の期限内の完納を奨励するため、当該卸売金額に、取扱品目ごとに次の交付率以内において、買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の完納奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

(1) 当該完納奨励金の交付が卸売業者に過当の競争による弊害が生ずるおそれがあるとき。

(2) 当該完納奨励金の交付が卸売業者としての財務の健全をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるとき。

第 3 節 その他の遵守事項

(業務規程の遵守義務)

第36条 取引参加者は、この業務規程を遵守しなければならない。

(物品の品質管理の方法)

第37条 開設者は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を別に定める。

(1) 取扱品目

(2) 設定温度と温度管理に関する事項

(3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、(仲卸業者) その他の市場関係者は、前項の別に定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第 4 章 市場施設等の使用

(市場施設の使用の指定等)

第38条 卸売業者および関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間、その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対して別に定めるところにより市場施設の使用を許可することができる。

3 開設者は、卸売業者および関連事業者が市場施設の一時使用する場合には、別に定めるところにより市場施設の使用を許可する。

(市場施設使用の指定等の取消し)

第39条 開設者は、前条第1項の規定により市場施設をしていした場合において、使用条件に違反したときまたは締結している賃貸借契約に違反したことが判明したときは、指定を取り消すことができる。

2 開設者は、前条第2項の規定により市場施設の使用を許可し、賃貸借契約を締結している場合には、使用申請が偽りその他不正手段によることが判明したときもしくは使用条件に違

反したときまたは賃貸借契約に違反したことが判明したときには、許可を取り消すことができる。

3 開設者は、前条第2項の規定により市場施設の使用を許可した場合であって賃貸借契約を締結していないときおよび前条第3項の規定により市場施設の使用を許可したときには、使用申請が偽りその他不正手段によることが判明したときはまたは使用条件に違反したときには、許可を取り消すことができる。

(賃貸借契約の締結等)

第40条 第45条第1項の指定または、同条第2項の許可を受けた者(以下「市場施設使用者」という。)は、遅延なく開設者と市場施設の賃貸借契約を締結しなければならない。

2 この業務規程に定めるもののほか、市場施設の使用について必要なことは、市場施設の賃貸借契約の定めるところによる。

(用途変更・転貸等の禁止)

第41条 市場施設使用者は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該施設の全部又は一部を転貸し、もしくは使用させてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(原状変更の禁止)

第42条 市場施設使用者は、市場施設に建築、造作もしくは模様替えを加え、または市場施設の現状に変更を加えてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 市場施設使用者が前項の開設者に承認を受けて、市場施設に建築、造作もしくは模様替えを加え、または市場施設の原状に変更を加えたときは、市場施設使用者は、開設者の指示に従い、返還の際、原状に復し、または、これに代わる費用の弁償をするものとする。

(返還)

第43条 市場施設使用者の死亡、解散もしくは廃業または業務承認の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人または本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けたときは、この限りではない。

(補修弁済)

第44条 市場施設を故意又は過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし、又はそれにかかる費用に弁済しなければならない。

(使用の制限等)

第45条 開設者は、市場施設について管理上必要であると認めるときは使用者に対し、使用の制限もしくは停止その他の必要な措置をとることができる。

(市場施設使用料等)

第46条 市場施設使用者は、指定または許可を受けた市場施設について別に定める市場施設使用料を納付しなければならない。

2 市場施設使用者は、指定または許可を受けた市場施設を使用しない場合であっても市場施設使用料を納付しなければならない。

3 既納の市場施設使用料は、返還しない。ただし、開設者が正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

4 市場において使用する電力、ガス、上下水道等の費用(消費税額および地方消費税額を含む)およびこれらの設備の維持等に要する費用で開設者の指定するものは、市場施設使用者の負担とする。

5 市場施設のうち構造上軽易な部分の修繕等に要する費用で開設者の指定するものは、市場施設使用者の負担とする。

(市場施設の管理)

第47条 市場施設使用者は、善良な管理者の注意義務をもって使用の指定または許可を受けた市場施設を管理しなければならない。

2 市場施設使用者は、市場施設の使用について、火災等の予防について必要な措置を講じなければならない。

第 6 章 監督

(報告および検査)

第48条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人、又は市場施設使用者に対し、その業務もしくは財産に関し、報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 前項に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、それぞれ当該人に対し、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

(市場秩序の保持等)

第49条 市場へ入場する者および市場敷地内に入ってくる者（以下「市場入場者等」という。）は、市場の秩序を乱し、又は、公共の利益を害するような行為をしてはならない。

2 開設者は市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、市場入場者等に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。

(清潔の保持)

第50条 市場施設使用者は、市場施設を清掃し、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 何人もごみその他の廃棄物を市場内に持ち込んで서는ならない。

3 開設者は、市場の清潔な環境の保持を図るために必要があると認められるときは、市場施設使用者に対し必要な措置を指示することができる。

(事業報告書の作成及び閲覧)

第51条 卸売業者は、事業年度ごとに、別に定める様式により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は前項の事業報告書の提出を怠ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表および損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えておかななければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売または販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされた場合と認められる
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(関係規定の制定)

第52条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

令和5年7月1日改定